

県南広域振興局長告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和7年3月7日

県南広域振興局長 小 島 純

- 1（1）路線名 夏油温泉江釣子線
 - （2）供用開始の区間 北上市上鬼柳13地割120番2地先から下江釣子17地割232番1地先まで
 - （3）供用開始の期日 令和7年3月7日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
 - イ 期間 令和7年3月7日から同年4月7日まで
- 2（1）路線名 北上和賀線
 - （2）供用開始の区間 北上市鬼柳町笹淵35番1地先から卯の木193番1地先まで
 - （3）供用開始の期日 令和7年3月7日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
 - イ 期間 令和7年3月7日から同年4月7日まで
- 3（1）路線名 南笹間黒沢尻線
 - （2）供用開始の区間 北上市町分2地割308番1地先から520番3地先まで
 - （3）供用開始の期日 令和7年3月7日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
 - イ 期間 令和7年3月7日から同年4月7日まで
- 4（1）路線名 相去飯豊線
 - （2）供用開始の区間 北上市本通り四丁目408番地先からさくら通り三丁目1番地先まで
 - （3）供用開始の期日 令和7年3月7日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
 - イ 期間 令和7年3月7日から同年4月7日まで